

★球形のチーズで死亡事故が発生。子どもの窒息に注意！

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.71 2024年12月25日★

キャリアアップコーナー

学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。今月はお休みです。

ブラッシュアップ知識

◆球形のチーズによる子どもの窒息に注意！ - 1歳児の死亡事故が発生しました - (国民生活センター12/20)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241220_1.html

PIO-NET に、1歳児が球形のチーズを食べて窒息し、死亡したという情報が寄せられました。当該品は、直径およそ2cmの球形のチーズで、フィルムで包み両端がねじられたかたちで個装されているものでした。その他、飴、パン類、豆類などの食品も、窒息につながりやすい食品とされ、死亡事故も発生しています。

事故の再発防止のため、注意喚起情報も掲載されていますので確認しておきましょう。

◆鳥インフルエンザに関する情報 (消費者庁 12/19)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_012/#d241219

鳥インフルエンザについて、消費者庁では消費者に正しい理解を求め以下のように呼びかけています。

<主な内容>

- ・我が国の現状において、鶏の肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
- ・鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染するためには、ヒトの細胞表面の受容体(ウイルスの受け皿のようなもの)に結合しなくてはなりません。ヒトの受容体は鳥の受容体とは異なるとされています。
- ・鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、ヒトの体内で胃酸などの消化液により不活化(感染性が失われること)されると考えられます。
- ・我が国においては、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏肉等が市場に出回ることはありません。
- ・私達が普段口にしていない鶏卵は、殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。鶏肉は、食鳥処理場で生体検査が実施されており、病気の疑いのある鶏は食用にされません。

◆**自転車用ヘルメットを標ぼうする商品に関する景品表示法(優良誤認)違反** (消費者庁 12/12)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_081/

事業者3社がインターネット上で販売する自転車用ヘルメット商品に「自転車用ヘルメットに係る欧州の安全規格又は安全基準に適合するもの」であるかのように示す表示を行っていましたが、実際には、これらの規格又は基準に適合するものではありませんでした。

2023年4月道路交通法の改正により、自転車利用時のヘルメット着用が全年齢で努力義務となりました。

日本ヘルメット工業会によれば、現在さまざまなタイプのヘルメットが販売されていますが、製品によっては自転車用に求められる安全性能を満たしていないものや、安全性認証マークが貼られていても性能が充分でないものも散見されるため、自転車乗車時の交通事故時に頭部を守ることが出来るヘルメットの着用を推奨しています。

※自転車用ヘルメットに関する安全基準を満たす製品について (一般社団法人日本ヘルメット工業会)

https://japan-helmet.com/wp/wp-content/themes/japan-helmet/pdf/document_01.pdf

※自転車用ヘルメットにおける外形上の注意点 (消費者庁)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_241212_01.pdf

◆**中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査** (個人情報保護委員会 12/2)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R6_chuushou_anzenkanri_results.pdf

2024年3月、従業員の数が100人以下の中小規模事業者を対象とした一般統計調査を実施し、調査結果が公表されましたので一部をご紹介します(回答数 3,821件)。

●中小規模事業者においては、個人データの安全管理措置に関する取組が十分でない状況にあり、また、漏えい等報告の義務化を認知していない事業者が多数を占めており、個人情報の漏えい等が発生した場合の対応手順を文書化した規程・マニュアル等を作成している割合も約1割にとどまっています。

●これらの要因として、「何をしてもよく分からない」や「個人情報保護法等の理解不足」といった個人情報保護に関する認識不足や、個人情報保護に関する担当者の不在といった、限られた経営リソースの下で十分な体制整備ができていない状況が挙げられます。

●中小規模事業者に対し、漏えい等事案の報告等の義務化や、本調査で把握した中小規模事業者の個人データの安全管理措置の問題点等を広く周知し、適切な取扱いを促すために、引き続き広報・啓発の必要があります。

※不正アクセスによる個人情報漏えい等対策(中小企業向けリーフレット)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241205_chuushou_leaflet.pdf

本資料はお客様対応専門員(CAP)資格登録者向けに月一度配信しているメールマガジンの一部です。本資料からの無断転載はご遠慮くださいますようお願いいたします。

作成：一般財団法人日本産業協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3F TEL03-3256-7731